

安来市火薬類取締法許認可等 申請手続きの手引き

安来市消防本部

(令和2年4月1日制定)

(令和4年4月1日改訂)

目 次

		頁
第 1 章	総則	
第 1	はじめに	2
第 2	用語	2
第 3	許認可等手続きの注意事項	2 ~ 3
第 2 章	火薬庫外貯蔵場所の指示	
第 1	火薬庫外火薬類貯蔵所の指示申請	4
第 2	火薬庫外に貯蔵できる火薬類	5
第 3	貯蔵の基準の注意事項	6
第 4	設置の基準の注意事項	6
第 3 章	譲渡・譲受	
第 1	譲渡・譲受の許可申請	7
第 2	譲渡	7 ~ 8
第 3	譲受	8 ~ 10
第 4	記載事項の変更	10
第 5	許可証の返納	10
第 4 章	消費	
第 1	消費（煙火）の許可申請	11 ~ 13
第 2	譲受・消費の許可申請	13 ~ 21
第 3	記載事項の変更	21
第 4	許可証の返納	21
第 5 章	廃棄	
第 1	廃棄の許可申請	22 ~ 24
第 2	記載事項の変更	24
第 3	許可証の返納	24
第 6 章	その他の申請・届出等	
第 1	火薬類保安教育計画の指定の取消申請	25
第 2	許可証の書換申請	25
第 3	許可証の再交付申請	25 ~ 26
第 4	消費及び廃棄等の変更届	26
第 5	消費の報告	26
第 6	安定度試験の結果報告	27
第 7	事故の報告	27

第1章 総則

第1 はじめに

この手引きは、火薬類取締法、火薬類取締法施行令、火薬類取締法施行規則、島根県火薬類取締法施行細則及び安来市火薬類取締法施行細則並びに安来市火薬類取締法審査基準に規定するものの内から抜粋し、これに安来市の指導上の基準を加えて記載したものである。

第2 用語

1 法令名等の略称

- (1) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）は、以下「法」という。
- (2) 火薬類取締法施行令（昭和 25 年政令第 323 号）は、以下「政令」という。
- (3) 火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）は、以下「規則」という。
- (4) 火薬類取締法施行規則関係例示基準（火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（令和 3 年 20210215 保局第 1 号））は、以下「例示基準」という。
- (5) 島根県火薬類取締法施行細則（昭和 61 年島根県規則第 63 号）は、以下「県細則」という。
- (6) 安来市火薬類取締法施行細則（令和元年安来市規則第 15 号）は、以下「市細則」という。

第3 許認可等手続きの注意事項

1 申請者

- (1) 火薬庫外貯蔵場所の指示の申請にあつては、個人である場合にはその者、また法人である場合には代表権を有する者とする。
- (2) 火薬類の譲渡・譲受の許可、火薬類の消費(譲受・消費)の許可及び火薬類の廃棄許可等の申請にあつては、個人である場合にはその者、又法人である場合には代表権を有する者あるいは、火薬類についての職能上の権原を有する者とする。
- (3) 代表者でない者で申請する場合は、代表者から委任を受けたものであることが分かるよう委任状を添付すること。

2 申請書等の提出部数

申請書等の部数は原則として 3 部とする。ただし、当該申請書等が公安委員会等への報告等必要ないものは 2 部となる。

3 手数料

申請手数料は下記の表のとおり。原則申請時に現金で納付すること。

内容		手数料（円）
譲渡許可		1, 200円
譲受許可	火工品のみ	2, 400円
	火薬・爆薬 25kg 以下（薬量）	3, 500円
	” 25kg 超	6, 900円
煙火消費許可		7, 900円

安来市消防手数料条例（平成 16 年安来市条例第 65 号）

4 申請書提出先

安来市内における市細則で規定する各種申請書等は、安来市消防本部予防課危険物保安係に提出すること。

なお、その他の各種申請書等は、島根県防災部消防総務課となる。

安来市消防本部予防課危険物保安係

島根県安来市飯島町7 1 1 番地 1

電 話：0 8 5 4 （ 2 3 ） 3 4 2 7

F A X：0 8 5 4 （ 2 3 ） 1 9 8 7

メール：shoubou-y@city.yasugi.shimane.jp

島根県防災部消防総務課

島根県松江市殿町1 番地

電 話：0 8 5 2 （ 2 2 ） 5 8 8 8

F A X：0 8 5 2 （ 2 2 ） 5 9 3 0

第2章 火薬庫外貯蔵場所の指示

第1 火薬庫外火薬類貯蔵所の指示申請（法第11条ただし書）

1 火薬類は原則として火薬庫で貯蔵しなければならないが、一定数量以下の火薬類を火薬庫以外に貯蔵する場合で下記の区分にあっては、市長の指示が必要となる。

(1) 火薬庫外火薬類貯蔵の区分（規則第15条）

表（5）：土木事業その他事業のために消費する者

表（6）：がん具煙火を販売する者

表（7）：法令に基づく業務による消費者

（例：警察官が拳銃弾を保管する場合等）

2 必要書類（2部）

書類名	消費者	がん具煙火 販売業者	法令業務 消費者	備考
火薬庫外貯蔵場所指示申請書	○	○	○	市細則様式第1号
土地使用承諾書	△	△	△	別紙1
位置 図	○	○	○	
付近見取 図	○	○	○	
貯蔵場所構造 図	○	○	○	
自動警報装置設置 図	○	△	△	
自動消火設備設置 図	—	△	—	卸商の場合必要
写真	○	○	○	

○印 必ず提出しなければならない書類

△印 必要に応じて提出する書類

3 提出書類の注意事項

(1) 土木事業等火薬類消費者

ア 貯蔵の方法は、建築物に貯蔵する場合と、設備に収納して建築物に貯蔵する場合の2種類の方法がある。

イ 申請者は、火薬類の譲受消費許可を受けている者又は受けようとしている者であること。

ウ 目的（貯蔵理由）は具体的に記入すること。（例：消費計画の変更により残火火薬類が生じた場合、火薬庫が遠方にあるため火薬庫外貯蔵をする。）

(2) がん具煙火の販売業者

ア 申請者は、がん具煙火販売業者であること。

イ 規則第15条第1項の表（6）（イ）の区分による場合は、自動消火設備の構造及び設置状況の分かる図面を添付すること。

(3) 法令事務又は事業に基づく者

ア 申請者は、警察官の実包等、法令に基づく事務又は事業のため火薬類を消費する者であること。

イ 目的（貯蔵理由）は、法令に基づく事務又は事業を具体的に記入すること。

第2 火薬庫外に貯蔵できる火薬類（規則第15条第1項の表）

貯蔵する者等の区分	(5)		(6)		(7)
	土木事業その他の事実を営む者であって、その事業に要する火薬類を消費地を管轄する市長の指示する安全な場所に貯蔵する者		がん具煙火を販売する者であって、販売のために市長の指示する安全な場所に貯蔵する者		法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者であって、その事業に要する火薬類を消費地を管轄する市長の指示する安全な場所に貯蔵する者
貯蔵する火薬類の種類	6ヶ月以内に完了する場合	その他の事業の場合	(イ)	(ロ)	
火薬 (kg)	25	10			
爆薬 (kg)	15	5			
工業雷管及び電気雷管 (個)	300	100			
導爆線 (m)	500	100			
導火線 (m)	1,000	200			
電気導火線 (個)	2,000	1,000			
銃用雷管 (個)					3,000
実包及び空砲（建設用びょう打ち銃用空包を除く）(個)					5,000
建設用びょう打ち銃用空包 (個)	4,000				
コンクリート破砕器 (個)	4,000				
ロープ発射用ロケット (個)	50				
鉦さい破砕器及び爆発せん孔器 (個)		100			
爆発びょう (個)		4,000			
油井用火工品 (個)		100			
信号雷管 (個)					500
鉄道車輛用、車輛用、船舶用及び航空機用火工品 (kg)					100
煙火（がん具煙火を除く）(kg)		25			
がん具煙火（第1条の5第1号へ(2)に掲げるものを除く）(kg)			500	250	
第1条の5第1号へ(2)に掲げるがん具煙火 (kg)			25	15	
その他の火工品 (kg)	50	25			25

第3 貯蔵の基準については、以下の点に注意すること。

- 1 共通事項として、火災及び盗難の防止について注意すること。
- 2 規則第15条第1項の表(5)の規定により火薬類を建築物(坑道その他建築物以外の施設を含む。)に貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号、雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)は、例示基準(施行規則第16条第3号)による。
- 3 規則第15条第1項の表(5)の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備に収納して建築物に貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号、雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、前号の規定にかかわらず、例示基準(施行規則第16条第4号)による。
- 4 規則第15条第1項の表(6)(イ)の規定によりがん具煙火を貯蔵する場合には、次に掲げるところの場所において貯蔵すること。
 - (1) 周囲の壁及び天井並びに建築物の2階以上に設ける場合にあつては、床は、厚さ10cm以上の鉄筋コンクリート造り又は厚さ20cm以上の補強コンクリートブロック造りとすること。
 - (2) 入口の扉は、厚さ0.6mm以上の鉄板を使用した鉄製の防火扉とすること。
 - (3) 窓、通気孔及び換気孔は設けないこと。
 - (4) 自動消火設備を設けること。

第4 設置の基準については、以下の点に注意すること。

- 1 自動警報装置又は警鳴装置は常に機能を点検し作動するように維持しなければならない。
- 2 火薬、爆薬を火工品とは個別の容器又は間仕切りを設けた棚により区分して貯蔵しなければならない。
- 3 貯蔵施設の境界内には必要のある者の他は立入らせないこと。
- 4 貯蔵施設の境界内には爆発し発火し、又は燃焼し易い物を堆積させないこと。
- 5 貯蔵施設内に入る場合には、あらかじめ定めた安全な履物を使用させ土足で出入りさせないこと。
- 6 貯蔵施設では荷造り、荷解き、開函(段ボール箱の開函を除く。)をしないこと。
- 7 貯蔵施設に製造後1年以上経過した火薬類が貯蔵されている場合は、常に異常の有無に注意すること。
- 8 貯蔵施設に貯蔵中のダイナマイトの薬包からニトログリセリンが滲出して外箱の面、床上等を汚染したときは、苛性ソーダのアルコール溶液を注いでニトログリセリンを分解し布片でふき取ること。
- 9 貯蔵施設に貯蔵中の火薬類の外箱からニトログリセリンが滲出し、又は吸湿液が洩れ出した場合は内容物を点検し遅滞なく消費又は廃棄の措置を講じること。
- 10 貯蔵施設においてアジ化鉛を主とする起爆薬を使用した雷管と管体に銅を使用した雷管とを混積しないこと。
- 11 貯蔵施設には、帳簿を備え、責任者を定めて、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日及び相手方の住所氏名をその都度明確に記入すること。

第3章 譲渡・譲受

第1 譲渡・譲受の許可申請（法第17条）

- 1 火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、市長の許可を受けること。
ただし、法第17条第1項各号又は法第51条第2項、3項若しくは4項に該当する場合はこの限りでない。
なお、火薬類の譲受と消費は別の行為であるが、許可を受けずに消費することのできる火薬類の用途及び数量に該当せず、かつ、譲り受けた火薬類の主たる消費地が安来市内の場合、一括で許可申請が可能である。
また、許可に際して島根県公安委員会に意見照会する必要がある場合があるので、譲渡・譲受予定日の1ヶ月前までには提出すること。

第2 譲渡

1 必要書類（3部）

書類名		備考
火薬類譲渡許可申請書	○	規則様式第9
委任状	△	申請を第三者に委任する場合
火薬類の種類・製品名及び数量	○	
譲渡先が受けている火薬類取締法関係の許可証の写し	○	製造・販売・譲受等

○印のものは必ず提出しなければならない書類

△印のものは必要に応じて提出する書類

- 2 許可証の有効期間
許可証の有効期間は6ヶ月以内とする。
- 3 申請書の記載事項は、次の点に注意すること。
 - (1) 申請者
 - ア 個人である場合はその者、また法人である場合には、法人名、代表者若しくは火薬類について職能上の権限を有する者の氏名を記載すること。
 - イ 代理人である場合は、申請人を代理人とするにたりる内容の委任状を添付し、かつ委任を受けた者の氏名を記載すること。
 - (2) 名称
申請者が個人である場合にはその者の氏名、法人である場合には法人の名称を記載すること。
 - (3) 事務所所在地
許可を受けようとする者が個人である場合にはその者の現住所及び電話番号、また法人の場合には本社の所在地及び電話番号を記載すること。
 - (4) 職業
申請者の職業を記載すること。
 - (5) 住所・氏名
申請者が個人である場合にはその者、また法人である場合には、代表者の住所・氏名を記載すること。
 - (6) 火薬類の種類及び数量
相手方の火薬類譲受許可証又は火薬類消費許可証等により記載された種類、数量を記載すること。
 - (7) 目的
具体的な目的を記載すること。

(8) 期間

できるだけ実態に即した期間を記載すること。

(9) 譲渡火薬類の所在場所

譲り渡そうとする火薬類が保管してある場所を記載すること。

(10) 譲渡の相手方

譲り渡そうとする相手の住所及び氏名を記載すること。

4 通常、譲渡の相手方は、火薬類販売業者又は製造業者であり、それ以外の場合は、相手が譲受許可を受けた者又は、許可の見込みがある者でなければならない。

5 譲受許可を受けた者で、所有(占有)する火薬庫等が無く、火薬類販売業者又は製造業者に火薬類を貯蔵してもらっているものであって、火薬類の消費の都度に譲り受け火薬類の所有権を得るものについては、消費終了時に許可数量に対する残余火薬類があっても譲渡許可申請は不要とする。

第3 譲受

1 必要書類(3部)

書類	建設用びょう打銃用空包	コンクリート破砕器	ロープ発射器	鉱山保安法適用鉱山	備考
火薬類譲受許可申請書	○	○	○	○	規則様式第10
火薬類を取扱う必要のある者の名簿(その3)	△		△		別紙4
消費目的を明らかにする書面(工事証明書等)	○	△	△		別紙8
他法令の許認可等の写し				○	
委任状	△	△	△	△	申請を第三者に委任する場合
銃砲所持許可書の写	○		○		
コンクリート破砕器作業主任者修了書の写し		△			
人命救助に従事する者の届出済証明書の写し	△		△		
貯蔵承諾書	△	△	△	△	別紙11

○印のものは必ず提出しなければならない書類

△印のものは必要に応じて提出する書類

2 許可証の有効期間

許可証の有効期間は6ヶ月以内とする。

3 提出書類の注意事項

(1) 消費許可申請が必要か否かを確認すること。消費の許可が必要な場合は、第4章消費の譲受・消費許可を参照すること。

消費許可の不要な火薬類とその数量

火薬類の種類	消費許可の不要な場合とその数量(1日につき)
建設用びょう打ち銃用空包	同一の消費場所での消費数量 200個以下
コンクリート破砕器	同一の消費場所での消費数量 150個以下
実包又は空包	射的練習の用に供するため当該練習者が消費する場合 400個以下
ロープ発射器	上記を適用
信号又は観賞用の煙火	安来市煙火消費の手引き参照

- (2) 無許可消費を伴う場合の申請
- ア 消費場所が特定していない場合
- (ア) 申請者の所在地が安来市内にある場合は、安来市消防本部において行う。
- (イ) 申請者の所在地が県内であつ安来市以外の場合は、その所在地を所管する消防本部において行う。
- (ウ) 申請者の所在地が県外にある場合は、島根県防災部消防総務課で行う。
- イ 消費場所が特定している場合
- 消費場所が安来市の場合は、安来市消防本部において行う。
- ただし、消費場所が他の行政庁と重複等する場合には、次によるものとする。
- (ア) 消費場所が他の行政庁と重複する場合
主たる消費場所を所管する行政庁において行う。
- (イ) 消費場所が複数ある場合
それぞれの消費場所ごとにその消費場所を所管する行政庁において行う。
- (3) 貯蔵する場所は、火薬類の種類及び数量等に見合った火薬庫又は火薬庫外火薬類貯蔵場所等であること。
- (4) 消費の目的、期間等と整合性が取れていることを確認すること。
砕石を行う者が提出する「他法令等許認可の写し」とは、砕石法（昭和25年法律第291号）第33条により受ける認可のことをいう。
- (5) 建設用びょう打ち銃用空包に係る許可申請書の記載事項は、次の点に注意すること。
- ア 申請者、名称、事務所所在地、職業、住所・氏名については、譲渡許可申請書に準じる。
- イ 火薬類の種類及び数量
- (ア) 種類は、「建設用びょう打ち銃用空包」と記載すること。
- (イ) 数量は、消費計画に基づき適正な数量（平均消費数量×消費期間）を記載すること。
- ウ 譲受目的
その目的を明記すること。
- エ 譲受期間
6ヶ月以内であつて、かつ消費計画及び工事証明書等から勘案して適正な期間を記載すること。
- オ 貯蔵又は保管場所
貯蔵場所は火薬庫若しくは規則第15条第1項の表（2）又は（5）による火薬庫外貯蔵場所あるいはその両方であること。
- (ア) 火薬庫の場合には、その位置、種類及び所有者を明記すること。
申請者の所有（占有）にかかる火薬庫以外のものにあつては、火薬庫所有（占有）者の貯蔵承諾書を添付すること。
- (イ) 規則第15条第1項の表（2）による火薬庫外貯蔵場所の場合には、指示年月日及び指示番号を記載すること。
なお、貯蔵火薬類の種類及び最大貯蔵量並びに期間について注意すること。
- (ウ) 規則第15条第1項の表（5）による火薬庫外貯蔵場所の場合には、「事務所内の安全な場所へ金属製ロッカーに収納し施錠する。」等と記載すること。

- カ 消費に関する事項
 - (ア) 目的は譲受目的と同一であること。
 - (イ) 期間は原則として譲受期間内であること。
 - (ウ) 消費場所が特定している場合には、その場所を明記すること。不特定の
場合には、〇〇町地内一円等と記載すること。
- (5) コンクリート破砕器に係る許可申請書の記載事項は、次の点に注意すること。
 - ア 申請者、名称、事務所所在地、職業、住所・氏名については、譲渡許可申
請書に準じる。
 - イ 火薬類の種類及び数量
 - (ア) 種類は、「コンクリート破砕器」と記載すること。
 - (イ) 数量は、消費地が特定していない場合は、1,000個以内とすること
 - ウ 譲受目的
 - 工事名等を明記すること。
 - エ 譲受期間
 - 6ヶ月以内であって、かつ消費計画及び工事証明書等から勘案して適正
な期間を記載すること。
 - オ 貯蔵又は保管場所、消費に関する事項については、「建設用びょう打ち銃
用空包」譲渡許可申請書に準じる。
- (6) ロープ発射器に係る許可申請書の記載事項は、次の点に注意すること。
 - ア 申請者、名称、事務所所在地、職業、住所・氏名については、譲渡許可申
請書に準じる。
 - イ 火薬類の種類及び数量
 - (ア) ロープ発射器用空包、ロープ発射用ロケット、救命索発射銃用空包等と
記載すること。
 - (イ) 数量は、射的練習の場合にあっては、練習回数（発射回数）から算出し
た消費予定数量を記載すること。また、人命救助等緊急の場合に備えるも
のについては、その必要数量を記載すること。
 - ウ 譲受目的
 - 建築工事名又は訓練名等を明記すること。
 - エ 譲受期間
 - 6ヶ月以内であること。射的練習については、その期間を記載すること。
 - オ 貯蔵又は保管場所、消費に関する事項については、「建設用びょう打ち銃
用空包」譲渡許可申請書に準じる。

第4 記載事項の変更

譲渡又は譲受の許可を受けた者が、許可申請書の記載事項のうち、火薬類の種
類、数量、目的、所在若しくは貯蔵又は保管場所に変更があった場合は、許可の
取り直しとなる。

第5 許可証の返納

譲渡・譲受を終了し、又は許可証の有効期間が満了したとき並びに許可を取り
消されたときは、当該許可証を速やかに返納しなければならない。

第4章 消費

第1 消費の許可申請（法第25条）

- 1 火薬類を消費する場合は、市長の許可を受けること。

なお、煙火の消費に係る申請については「安来市煙火消費の手引き」も参照すること。

- 2 必要書類（3部）

書 類	鉱業法による 鉱物の掘採	煙 火	備 考
火薬類消費許可申請書	○	○	規則様式第29
火薬類消費計画書	○	○	市細則様式第9号 市細則様式第9号の2（煙火）
火薬類を取扱う必要のある者の名簿（その1）	△		別紙2
火薬類を取扱う必要のある者の名簿（その2）	○		別紙3
火薬類を取扱う必要のある者の名簿（その3）	○		別紙4
取扱保安責任者等選任届	△		市細則様式第16号
雇用関係を証明する書面	△		
消費目的を明らかにする書面（工事証明書等）	○		別紙8
危険予防の方法	○	○	別紙12
土地所有者承諾書	△	△	消費場所が第三者の所有地の場合 別紙9
保安物件等所有者承諾書	△	△	消費場所から100m以内に民家等ある場合 別紙10
見 取 図	○	○	消費場所を中心とした半径500m
位 置 図	○	○	
他法令の許認可等の写し	△		採石法等の認可証の写し等
委 任 状	△	△	申請を第三者に委任する場合
消費作業に従事する者の名簿		○	別紙5
煙火打揚従事者手帳の写し		○	
同 意 書		△	別紙14

○印のものは必ず提出しなければならない書類

△印のものは必要に応じて提出する書類

- 3 許可証の有効期間

許可証の有効期間は6ヶ月以内とする。

ただし、煙火消費許可の有効期間は、雨天順延時を含む必要最小限の日時(期間)とする。

- 4 提出書類の注意事項

- (1) 煙火以外の消費の許可申請

ア 申請書の記載事項は、次の点に注意すること。

(ア) 申請者

- ① 個人である場合はその者、また法人である場合には、法人名、代表者若しくは火薬類について職能上の権限を有する者の氏名を記載すること。
- ② 代理人である場合は、申請人を代理人とするに足りる内容の委任状を添付し、かつ委任を受けた者の氏名を記載すること。

(イ) 名称

申請者が個人である場合にはその者の氏名、法人である場合には法人の名称を記載すること。

(ウ) 事務所所在地

許可を受けようとする者が個人である場合にはその者の現住所及び電話番号、また法人の場合には本社の所在地及び電話番号を記載すること。

(エ) 職業

申請者の職業を記載すること。

(オ) 住所・氏名

申請者が個人である場合にはその者、また法人である場合には、代表者の住所・氏名を記載すること。

(カ) 火薬類の種類及び数量

火薬の種類ごとに必要な数量を記載すること。

ただし、火工品以外は火薬・爆薬に区分されていればよい。

(キ) 目的

鉱業法による鉱物の試掘又は採掘であることを記載すること。

(ク) 期間

消費期間は6ヶ月以内とし、消費計画書の内容と一致する消費日時、又は消費期間を記載すること。

(ケ) 危険予防の方法

具体的に記載すること。また、消費場所付近に保安物件等がある場合には、それらに対する危険予防の方法等についても記載すること。

イ 火薬類消費計画書の記載事項は、次の点に注意すること。

(ア) 消費の方法

発破計画に基づき、消費する火薬類の種類別に1回、1日、1月のそれぞれに平均消費数量及び最高消費数量を記載すること。

(イ) 消費に伴う作業量

鉱物の試掘又は採掘について1回、1日、1月のそれぞれに平均試掘（採掘）量及び最高試掘（採掘）量を記載すること。

(ウ) 火薬類を取扱う必要がある者

火薬類の取扱いに従事する人数を男女別に記載し、名簿（その2及びその3）を添付すること。

(エ) 消費期間

消費の予定期間及び日数を記載すること。

(オ) 火薬類の販売業者

火薬類の購入先（販売店）の住所及び氏名（名称）を記載すること。

(カ) 消費現場責任者

消費現場責任者の住所・氏名、資格（免状等）について記載し、押印があること。

ウ 見取図

消費場所を中心として、概ね半径500m以内にある保安物件、火工所、

火薬類取扱所、現場事務所、危険予防施設等の位置及び距離並びに見張人の位置及び距離を記載すること。

エ 承諾書

消費場所が第三者の土地である場合及び消費場所から100m以内に保安物件等がある場合には、それらの所有者（占有者）又は管理者の承諾書を添付すること。

第2 譲受・消費の許可申請（規則第90条の2）

- 1 火薬類の譲受許可は、消費許可とあわせて譲受・消費許可として申請できる。
- 2 必要書類（3部）

書 類	建設用びょう打銃用空包	コンクリート破 砕 器	ロ ー プ 発 射 器	左記以外のもの	備 考
火薬類譲受・消費許可申請書	○	○	○	○	規則様式第50
火薬類消費計画書	○	○	○	○	市細則様式第9号
火薬類を取扱う必要のある者の名簿（その1）				△	別紙2
火薬類を取扱う必要のある者の名簿（その2）		○		○	別紙3
火薬類を取扱う必要のある者の名簿（その3）	○	○	○	○	別紙4
取扱保安責任者等選任届				△	市細則様式第16号
雇用関係を証明する書面				△	
消費に必要な設備等の状況その1（取扱所）				△	別紙6
消費に必要な設備等の状況その2（火工所）		○		○	別紙7
消費目的を明らかにする書面（工事証明書等）	○	○	△	○	別紙8
危険予防の方法	△	○	○	○	別紙12
土地所有者承諾書		△	△	△	消費場所が第三者の所有地の場合 別紙9
保安物件等所有者承諾書		△	△	△	消費場所から100m以内に民家等ある場合 別紙10
見 取 図	○	○	○	○	消費場所を中心とした半径500m
位 置 図	○	○	○	○	
他法令の許認可等の写し		△	△	△	採石法等の認可証の写し等
委 任 状	△	△	△	△	申請を第三者に委任する場合
銃砲所持許可書の写	○		○		
コンクリート破砕器作業主任者修了書の写し		○			
人命救助に従事する者の届出済証明書の写し	△		△		
貯蔵承諾書	△	△	△	△	別紙11
保 安 手 帳				△	

○印のものは必ず提出しなければならない書類

△印のものは必要に応じて提出する書類

- 3 許可証の有効期間
許可証の有効期間は6ヶ月以内とする。
- 4 提出書類の注意事項
- (1) 火薬類の譲受と消費は別の行為であるが、土木工事や砕石業等では、火薬類を譲り受けるとすぐに消費する場合が多く、規則第90条の2により、譲受の許可と併せて消費の許可申請を行うことができる。
- (2) 譲受の目的、期間等と整合が取れていることを確認すること。
- (3) 「建設用びょう打ち銃用空包」、「コンクリート破砕器」「ロープ発射器」についての譲受・消費は、第3章譲渡・譲受を参照すること。
- (4) その他の譲受・消費の申請書の記載事項は、次の点に注意すること。
- ア 申請者、名称、事務所所在地、職業、住所・氏名については、譲渡許可申請書に準じる。
- イ 火薬類の種類及び数量
- (ア) 種類は、火薬類の種類ごとに記載すること。
- (イ) 数量は、消費計画に基づき適正な数量(平均消費数量×消費期間)を記載すること。
- ウ 目的
譲受・消費の目的(工事名、砕石等)を明記すること。
- エ 譲受期間
6ヶ月以内であって、かつ消費計画及び工事証明書等から勘案して適正な期間を記載すること。
- オ 貯蔵又は保管場所
貯蔵場所は火薬庫若しくは規則第15条第1項の表(2)又は(5)による火薬庫外貯蔵場所あるいはその両方であること。
- (ア) 火薬庫の場合には、その位置、種類及び所有者を明記すること。
申請者の所有(占有)にかかる火薬庫以外のものにあつては、火薬庫所有(占有)者の貯蔵承諾書を添付すること。
- (イ) 規則第15条第1項の表(2)による火薬庫外貯蔵場所の場合には、指示年月日及び指示番号を記載すること。
なお、貯蔵火薬類の種類及び最大貯蔵量並びに期間について注意すること。
- (ウ) 規則第15条第1項の表(5)による火薬庫外貯蔵場所の場合には、「事務所内の安全な場所へ金属製ロッカーに収納し施錠する。」等と記載すること。
- カ 消費に関する事項
- (ア) 目的は譲受目的と同一であること。
- (イ) 期間は原則として譲受期間内であること。
- (ウ) 消費場所が特定している場合には、その場所を明記すること。不特定の場合には、〇〇町地内一円等と記載すること。
- (エ) 消費場所附近の保安物件等及び消費作業従事者に対する危険予防の方法を記載すること。
- (5) 火薬類消費計画書の記載事項は、次の点に注意すること。
- ア 消費の方法
発破計画に基づき、消費する火薬類の種類別に1回、1日、1月のそれぞれに平均消費数量及び最高消費数量を記載すること。
- イ 消費に伴う作業量
1回、1日、1月のそれぞれに平均作業量(砕石量等)を記載すること。

- ウ 火薬類を取扱う必要がある者
 - 火薬類の取扱いに従事する人数を男女別に記入し、名簿（その１、その２及びその３）を添付すること。
 - (ア) 火薬類を取扱う必要のある者の名簿その１
 - 法第３０条第２項及び法第３３条第１項の規定により選任が必要な消費にあつては、火薬類取扱保安責任者及び火薬類取扱保安責任者代理者並びに火薬類取扱副保安責任者について記載すること。
 - (イ) 火薬類を取扱う必要のある者の名簿その２
 - 火薬類の消費に従事する者のうち、名簿その１以外の火薬類取扱保安責任者免状及び発破士免状所有者について記載すること。
 - (ウ) 火薬類を取扱う必要のある者の名簿その３
 - 火薬類の消費に従事する者のうち、名簿その１及びその２以外の者について記載すること。
 - (エ) 法第３０条第２項の規定により、火薬類取締保安責任者等の選任が必要な消費については、火薬類取扱保安責任者等選任届を添付すること。
- エ 消費期間
 - 消費期間は原則として、譲受期間と同一であること。
- オ 火薬類の販売業者
 - 火薬類の購入先（販売店）の住所及び氏名（名称）を記載すること。
- カ 消費現場責任者
 - 消費現場責任者の氏名（名称）、資格（免状等）、電話番号について記載すること。
- (6) 火薬類消費に必要な設備等の状況（その１、その２）
 - ア その１（取扱所）
 - 火薬類取扱所を設ける場合には、その構造及び設備等について記載すること。
 - イ その２（火工所）
 - 火薬類消費場所に設ける火工所の構造及び設備等について記載すること。
- (7) 消費目的を明らかにする書面（工事証明書等）
 - 次の事項が記載され、その内容が申請内容と一致していること。
 - ア 発注者の住所及び氏名
 - イ 受注者の住所及び氏名
 - ウ 工事名
 - エ 発注工事の内容
 - オ 工事期間
 - カ 工事場所
- (8) 見取図
 - 消費場所を中心として、概ね半径５００m以内にある保安物件、火工所、火薬類取扱所、現場事務所、危険予防施設等の位置及び距離並びに見張人の位置及び距離を記入すること。
- (9) 承諾書
 - 消費場所が第三者の土地である場合及び消費場所から１００m以内に保安物件等がある場合には、それらの所有者（占有者）又は管理者の承諾書を添付すること。
- 5 取扱所の設置基準
 - 火薬類の１日の消費見込み量が２５kgを超える消費場所においては、火薬類の管理及び一時的な保管のため、取扱所を設けなければならない。この取扱所は１

つの消費場所に1箇所とする。

なお、取扱所に火薬類を保管・管理中は、原則として見張人を常時配置しなければならない。しかし一定基準の構造のものを設けた場合に限り、見張人を配置しないことができる。

(1) 見張人を常時配置する構造の基準

ア 建物の構造

平屋の建築物であれば木造、コンクリート造等特に問わない。

イ 屋根

金属板、スレート板、かわら等の不燃材料であること。

ウ 内面

例示基準（施行規則第52条第3項第3号の2）によること。

エ 扉

木製、鉄板製等特に問わない。

オ 内部構造

火薬・爆薬と火工品とはそれぞれ別に収納できる措置を講じた構造であること。

(2) 見張人を常時配置しなくてもよい構造の基準

ア 建物の構造

例示基準（施行規則第52条第3項第2号）によること。

イ 基礎（鉄板造り等移動可能な取扱所に限る。）

(ア) コンクリート製

厚さ15cm以上で、建物の外壁から各方向それぞれ20cm以上広くしたコンクリートの布基礎とし、建物の四角をアンカーボルト（径9mm以上）により基礎に固定すること。

(イ) コンクリートブロック製

厚さ10cm以上に栗石を敷き、その上に厚さ15cm以上のコンクリートブロックを1段以上積んで、栗石とコンクリートブロックが一体となるように、コンクリートブロックの空洞部等にコンクリートを詰め込み基礎とし、建物の四角をアンカーボルト（径9mm以上）により基礎に固定すること。

(ウ) 足付きの基礎

厚さ15cm以上で、建物の外壁から各方向それぞれ10cm以上広くしたコンクリートと一体になるように足を埋め込んで固定し、固定した基礎は地盤面下に埋設すること。

ウ 骨組（鉄板造り等移動可能な取扱所に限る。）

耐力パネルを組み合わせるか、軽量型鋼等（盗難・火災を防ぎえるもの）とし、外部にボルトナット類を表さないこと。また、「垂木」は木製として、「もや」に鉄線か止め具で緊結すること。なお、「もや」はもや間隔が狭くて「垂木」を使用しない場合は木製とすること。

エ 屋根

金属板、スレート板、かわら等不燃材料であること。

移動式の取扱所については、厚さ0.36mm以上の平鉄板張り又はスレート葺（波形鉄板は不可）とし、野地板は木製で垂木（垂木がない場合はもや）に釘止めすること。

軒先、そば軒、庇等が木製の場合は、防火塗料を塗る等の防火措置を講ずること。

- オ 天井
天井の高さは作業に支障のない高さとする。天井裏又は屋根裏には、線径が4mm以上、網目が5cm以下の金網を張り、かつ、金網は側面の壁に確実に緊結すること。
- カ 内面
例示基準（施行規則第52条第3項第3号の2）によること。
- キ 内部構造
火薬・爆薬と火工品は、それぞれ別に収納できる措置を講じた構造であること。
- ク 扉
例示基準（施行規則第52条第3項第4号）によること。
- ケ 蝶番
角蝶番（真棒が抜けないもの）を3箇所以上取り付けることとし、扉が扉自体の荷重により下がらないようにすること。また、蝶番の取り付けビス頭が閉鎖時に外部から見えないように取り付けるか、溶接を用いて取り付けること。
- コ 錠
えび錠、南京錠を除く強固な錠（佐賀錠等）を2箇所以上付けなければならない。また、錠のデットボルトは受座に10mm以上入ること。

(3) 設置、設備についての共通基準

- ア 設置場所
湿気の少ない場所で、通路、動力線、火薬庫、火気を取扱う場所、人の出入りする建物（事務所・休憩所等）に対して安全であること。
なお、近くに火薬庫がある場合、火薬庫から火薬類取扱所に対して、保安距離（原則10m以上）が必要になるので注意すること。
- イ 取扱所の周囲
取扱所の周囲には適当な境界柵を設けなければならない。盗難防止上の観点から直径9cm以上の角又は丸材木柱、若しくは4.5cm以上の鉄アングル柱を1m以下の間隔で地中に30cm以上埋め込み、有刺鉄線を20cm以下の間隔で地上高1.5m以上の高さに張ること。
なお、火薬、立入禁止、火気厳禁等の警戒札を建てなければならない。
- ウ 法規及び心得の掲示
取扱所内の見え易いところに、取扱いに必要な法規及び心得を掲示しなければならない。
- エ 境界内
境界内には、爆発、発火し又は燃焼し易いものを堆積してはならない。
- オ 定員
火薬類の保安、管理また作業の安全を図るため、定員を定めなければならない。この定員内の作業者のほか特に必要のある者のほかは立入ってはならない。
- カ 火薬類の最大存置量
取扱所では、消費作業中の作業に必要な火薬を保管、管理することができるが、その火薬類は1日の消費見込み量以下とすること。
なお、取扱所で火薬類を貯蔵することはできない。
- キ 帳簿
取扱所に帳簿を備え、記載責任者を定めて火薬類の受払及び消費算数量を都度明確に記載しなければならない。

帳簿の記載責任者は、保安手帳又は従事者手帳保持者でなくてはならない。

ク 棚

取扱所内に棚を設ける場合は、木製とし、落下防止に留意した構造とすること。

ケ 消火用具

貯水槽、バケツ等の消火用具を常備すること。

コ 電卓の持ち込み

電卓を持ち込む場合は、電池の脱落防止措置としてねじ止め又は粘着テープ止め等の安全措置を講じたものでなければ使用してはならない。

サ 通気孔

床下の下面に鉄板を張らないで通気孔を設ける場合は、床下に2個以上設け、通気孔は金網張りとし、約5cm間隔に直径1cm以上の鉄棒をはめ込むか、パンチングメタル方式とすること。

シ 換気孔

換気孔を設ける場合は、金網張り又はパンチングメタル方式とし、天井裏から外部に通ずるように天井及びつまに設けること。

ス 暖房設備

例示基準（規則第52条第3項第5号）によること。

セ 照明設備

例示基準（規則第52条第3項第6号）によること。

6 火工所の設置基準

火薬類消費場所において薬包に工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管を取り付ける作業のために火工所を設けなければならない。

1日の消費見込み量が25kg以下の場合においては、取扱所を設けないことができるが、その場合は火工所を取扱所の規定に適合する建物として設けたときに、火工所で火薬類の管理及び保管をすることができる。なお、その場合の火工所は1つの消費場所に1箇所しか設けることができない。

(1) 火工所の構造、設備等の基準

ア 見張人

火薬類の存置中は、取扱所と違いいかなる構造であっても、見張人を常時配置しなければならない。この場合専任の見張人でなくても、十分に見張ができる態勢の者であればよい。

イ 設置場所

通路、動力線、取扱所、他の火工所、火薬庫、火気を取扱う場所、人の出入りする建物（事務所、休憩所等）に対して原則10m以上の保安距離をとること。

ウ 構造

建物を設ける場合は、換気の措置を講じ湿気を防止するとともに、床面に鉄類を表さないこと。

建物を設けない場合（組立式、テント張り等）は、日光の直射及び雨露を防ぐ構造のもので、安全に作業ができるような措置を講ずること。

エ 火工所の周囲

火工所の周囲には適当な境界柵を設けなければならない。盗難防止上の観点から直径9cm以上の角又は丸材木柱、若しくは4.5cm以上の鉄アングル柱を1m以下の間隔で地中に30cm以上埋め込み、有刺鉄線を20cm以下の間隔で地上高1.5m以上の高さに張ること。

なお、火薬、立入禁止、火気厳禁等の警戒札を建てなければならない。

オ 境界内

境界内には、爆発、発火し又は燃焼し易いものを堆積してはならない。

カ 定員

火薬類の保安、管理また作業の安全を図るため、定員を定めなければならない。この定員内の作業者のほか特に必要のある者のほかは立入ってはならない。

キ 帳簿

火工所に帳簿を備え、記載責任者を定めて火薬類の受払及び消費算数量を都度明確に記載しなければならない。

帳簿の記載責任者は、保安手帳又は従事者手帳保持者でなくてはならない。

ク その他

薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付ける作業（親ダイ作成）は火工所以外の場所で作業してはならない。また、火工所内部は常に整理整頓し、火薬類の取扱い作業に必要な器具以外は置かないこと。

7 火薬類取扱保安責任者等の選任又は解任の届出

1月あたりの火薬又は爆薬の予定最大消費数量が25kg以上の場合は、火薬類取扱保安責任者等を選任しなければならない。なお、火薬類取扱保安責任者等は消費場所ごとに選任しなければならない。

自社職員以外の場合は、雇用を証明する書類も添付すること。

(1) 選任基準

1月の火薬又は爆薬の消費合計量	火薬類取扱保安責任者等	資格・免状	選任人数
25kg以上 50kg未満	火薬類取扱保安責任者	乙又は甲	1名
	同代理者	乙又は甲	1名以上
	火薬類取扱副保安責任者	乙又は甲	—
50kg以上 1t未満	火薬類取扱保安責任者	乙又は甲	1名
	同代理者	乙又は甲	1名以上
	火薬類取扱副保安責任者	乙又は甲	火工所1箇所につき 1名以上
1t以上	火薬類取扱保安責任者	甲	1名
	同代理者	甲	1名以上
	火薬類取扱副保安責任者	乙又は甲	火工所1箇所につき 1名以上

(2) 火薬類取扱保安責任者選任（解任）届出書の記載事項は、次の点に注意すること。

ア 届出者

届出者（消費者）の者の住所、氏名、職業及び電話番号を記載すること。

イ 取扱場所

選任（解任）に係る消費場所の所在地を記載すること。

ウ 火薬類取扱保安責任者、同代理者、副保安責任者

選任（解任）する者の住所、氏名、年齢及び免状の種類、番号を記載すること。

エ 選任（解任）年月日
選任（解任）する日を記載すること。

オ 添付書類

選任（解任）する者の保安手帳を添付すること。なお、自社職員以外の場合は、雇用を証明する書面が必要となること。

(3) 継続の場合の取扱い

消費場所に係る火薬類取扱保安責任者等の選任（解任）は、原則として消費許可申請ごとに必要であるが、前回の消費許可から継続して再消費許可申請を行う場合であって、保安体制等が前回と同じ場合には、解任届は省略することができる。

(4) 保安手帳への記入

選任又は解任の届出し受理した場合は、保安手帳へ記入を行うので、消費許可証の受け取り時に保安手帳を提出すること。

8 保安教育計画（市細則第11条）

法第29条第4項の規定により「多量の火薬類を消費し、又は相当期間引き続いて火薬類を消費する者」に対して、災害の発生を防止するため特に必要があると認める場合は、「火薬類保安教育計画者指定書」（市細則様式第10号）によって市長が保安教育計画を定めるよう指定する。

指定された消費者は、保安教育計画を定め「火薬類保安教育計画（認可・変更認可）申請書」（市細則様式第13号）より申請し、市長の認可を受けなければならない。

(1) 指定される虞のある消費者

ア 1月に火薬又は爆薬を25kg以上消費する消費者。

イ 多量の火薬類を消費するか又は長期間にわたり火薬類を消費する者。

ウ 災害の発生を防止するため特に必要があると認める場合。

以上の3項目を満たす場合に、保安教育計画を定めるよう指定するものである。

(2) 保安教育計画の内容

保安教育計画の内容、方法及び時期については、次のとおりとすること。

ア 保安教育計画の内容

(ア) 幹部従業者及び保安関係従業者に対して施す保安教育の内容

- ① 保安意識の高揚に関すること。
- ② 盗難予防その他火薬類の管理に関すること。
- ③ 火薬類一般の性質の大要に関すること。
- ④ 火薬類の貯蔵上の取扱いの技術上の基準に関すること。
- ⑤ 火薬類取扱所、火工所の構造、位置及び設備の技術上の基準に関すること。
- ⑥ 危険時における応急措置及び避難方法の全般に関すること。
- ⑦ 消費しようとしており、又は現に消費している火薬類の性質の詳細に関すること。
- ⑧ 消費しようとしており、又は現に消費している火薬類に関する消費の技術上の基準に関すること。
- ⑨ 火薬類の消費における火薬類の出納の記載に関すること。
- ⑩ ④から⑥まで及び⑧、⑨に掲げるもののほか、火薬類取締法令中の必要な部分に関すること。
- ⑪ ③から⑩までに掲げるもののほか、火薬類の消費及びこれに附随する取扱いに関する保安管理技術に関すること。

- (イ) 一般従業者及び未熟練従業者に対して施す保安教育の内容
 - ① (ア) の①、②及び⑥並びに⑨に掲げること。
 - ② 取扱おうとしており、又は現に取扱っている火薬類の貯蔵上の取扱いの技術上の基準に関すること。
 - ③ 従事しようとしており、又は現に従事している火薬類の管理及び発破の準備、これらに係る火薬類取扱所及び火工所、消費場所における取扱い、発破、電気発破又は坑道式発破に関する技術上の基準に関すること。

イ 保安教育の方法及び時期

- (ア) 保安教育は火薬類取扱保安責任者その他火薬類の消費若しくは貯蔵又はこれらに附随する取扱いに係る保安について十分な知識及び経験を有する者が行う。
- (イ) 保安教育は従業者が保安意識を高め、必要な知識を修得することができるように適当な期間をおいて反復して行う。
- (ウ) 未熟練従業者については、当該火薬類の消費又は、これに附随する取扱いに従事する前に保安教育を実施する。

第3 記載事項の変更

消費許可を受けた者が、許可申請書の記載事項のうち、火薬類の種類、数量、目的、場所、日時及び危害予防の方法に変更があった場合は、許可の取り直しとなる。

第4 許可証の返納

消費を終了し、又は許可証の有効期間が満了したとき並びに許可を取り消されたときは、当該許可証を速やかに返納しなければならない。

第5章 廃棄

第1 廃棄の許可申請（法第27条）

1 火薬類を廃棄する場合は、市長の許可を受けること。

火薬類の譲受の許可を受けた者がその火薬類を消費しなくなった場合等において、なお火薬類の残量があるときは、遅滞なくその火薬類を譲り渡し、又は廃棄しなければならない。（法第22条）

なお、廃棄の方法について、技術上の基準（規則第67条）及び例示基準に適合する方法により廃棄する必要があるため、廃棄業者に依頼することが望ましく、その場合、廃棄する所有者は、廃棄業者への譲渡許可が必要となる。

2 必要書類（3部）

書 類	廃棄許可	備 考
火薬類廃棄許可申請書	○	規則様式第30号
土地所有者承諾書	△	別紙9
廃棄場所附近見取図	○	
委 任 状	△	
廃棄作業従事者名簿	○	別紙13
所有権放棄書	△	

○印のものは必ず提出しなければならない書類

△印のものは必要に応じて提出する書類

3 許可証の有効期間

許可証の有効期間は、特別な事情のない限り2週間以内とする。

4 提出書類の注意事項

(1) 申請書の記載事項は、次の点に注意すること。

ア 申請者

(ア) 個人である場合はその者、また法人である場合には、法人名、代表者若しくは火薬類について職能上の権限を有する者の氏名を記載すること。

(イ) 代理人である場合は、申請人を代理人とするにたりる内容の委任状を添付し、かつ委任を受けた者の氏名を記載すること。

イ 名称

申請者が個人である場合にはその者の氏名、法人である場合には法人の名称を記載すること。

ウ 事務所所在地

許可を受けようとする者が個人である場合にはその者の現住所及び電話番号、また法人の場合には本社の所在地及び電話番号を記載すること。

エ 職業

申請者の職業を記載すること。

オ 住所・氏名

申請者が個人である場合にはその者、また法人である場合には、代表者の住所・氏名を記載すること。

カ 火薬類の種類及び数量

廃棄する火薬類の種類及び数量を具体的に記載すること。

キ 廃棄する理由

廃棄の理由を具体的に記載すること。

ク 廃棄の方法

規則第 6 7 条の規定による廃棄の方法を記載すること。

ケ 場所

消費の場所を記載すること。

コ 日時

(ア) 日時が特定されているものについては、その日時を記載すること。

(イ) 天候等により特定できない場合又は 1 日で完了しない場合については、2 週間以内の期間とすること。

サ 廃棄を指揮する者の氏名

火薬類の廃棄を指揮する者の氏名を記載すること。

なお、廃棄を指揮する者は、火薬類の廃棄について十分な知識・経験を有する者であること。

シ 危険予防の方法

爆発又は燃焼により火薬類を廃棄する場合は非常に危険を伴う作業であるので、付近に対する危害予防はもちろん従事者に対する危険予防について十分な措置をとること。

(2) その他の書類の記載事項は、次の点に注意すること。

ア 火薬類廃棄従事者名簿

(ア) 廃棄の指揮者

火薬類の廃棄を指揮する者の住所、氏名、年齢及び資格を記載すること。

また、指揮者については火薬類に関する資格を有していることを証する書面を添付すること。

(イ) 従事者

火薬類の廃棄に従事する者すべてについて住所、氏名及び年齢を記載すること。

また、火薬類に関する資格を有している者について、その資格を併せて記載するとともに書面を添付すること。

イ 廃棄場所付近見取図

廃棄場所を中心とした半径概ね 200 m 以内の見取図を添付すること。

見取図には、火薬類の一時置場及び危険予防措置（立入禁止区域、消火設備等）並びに保安物件等の位置及び距離を記載すること。

ウ 委任状

申請人を代理人とするもので、委任者が記載するものを添付すること。

エ 所有権放棄書

(ア) 司法機関が行う没収、押収火薬類の廃棄取扱いについて

① 司法機関が刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号。以下「訴訟法」という。）の規定に基づき、火薬類を押収領置することは法第 21 条（所持者の範囲）本文の規定により合法ではあるが所有権は有しない。

② 法第 27 条（廃棄）には所有権については特に定めないが所有権を有する者が廃棄をするのが至当である。よって司法機関が廃棄を申請しようとする場合、所有者から提出された「所有権放棄書」をもって司法機関が行為の委任を受けたものとし、受理する。

なお、所有者から提出された所有権放棄書本書の提出は困難であると推察されるので、同書の写しを添付にあわせ、同書空欄に司法機関職員の本書謄本である旨の証明を添付すること。

③ 司法機関が訴訟法第 122 条（押収物の代価保管）の規定により保管中の火薬類を譲渡しようとする場合、当該火薬類の所有者から委任状に

より承認申請をすること。

(イ) 警察等が遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）第 2 条の 2 又は訴訟法第 222 条の規定によって準用する同法第 121 条により遺失物としての火薬類又は遺留領置した火薬類を廃棄する場合には「所有権放棄書」の添付は不要であること。

オ 承諾書

廃棄場所が第三者の土地である場合及び廃棄場所から 50 m 以内に保安物件等がある場合には、それらの所有者（占有者）又は管理者の承諾書を添付すること。

第 2 記載事項の変更

廃棄許可を受けた者が、許可申請書の記載事項のうち、火薬類の種類、数量、目的、場所、日時、指揮者及び危害予防の方法に変更があった場合は、許可の取り直しとなる。

第 3 許可証の返納

廃棄を終了し、又は許可証の有効期間が満了したとき並びに許可を取り消されたときは、当該許可証を速やかに返納しなければならない。

第6章 その他の申請・届出等

第1 火薬類保安教育計画の指定の取消申請（規則第67条の7第4項）

- 1 市長から保安教育計画を定めるべき者として指定された消費者は、指定の要件を欠くに至った場合等に指定の取消しを申請することができる。
- 2 必要書類（2部）
火薬類保安計画者指定取消申請書（市細則様式第12号）
- 3 申請書の記載事項は、次の点に注意すること。
 - （1）申請者
申請者は法第29条第4項の規定により市長から指定された消費者を記載すること。
 - （2）消費場所
指定に係る火薬類の消費場所を記載すること。
 - （3）指定の取消申請の理由
指定の要件を欠くに至った理由等を記載すること。
 - （4）添付書類
指定取消申請に係る「保安教育計画者指定書」を添付すること。

第2 許可証の書換申請（法第17条第7項）

- 1 火薬類の譲渡又は譲受の許可証の記載事項に変更があった場合は、遅滞なく許可証の書換申請すること。
ただし、譲渡又は譲受の本質に係る変更（譲渡又は譲受の目的となった火薬類の種類及び数量等）は、新たに許可申請が必要となるので注意すること。
- 2 必要書類（2部）
火薬類譲渡・譲受許可証書換申請書（規則様式第12）
- 3 申請書の記載事項は、次の点に注意すること。
 - （1）申請者
申請者の住所、氏名又は名称並びに職業が変更になるものにあつては、変更後の住所等を記載すること。
 - （2）変更の事項
変更の事項の変更前（旧）と変更後（新）についてそれぞれ記載すること。
 - （3）添付書類
ア 書換え前の許可証を添付すること。
イ 変更の理由を証明する書類（住民票等）を添付すること。
- 4 譲受・消費許可証の消費に関する事項以外の記載事項に変更があった場合も書換申請が必要となります。

第3 許可証の再交付申請（法第17条第8項）

- 1 火薬類の「譲渡許可証」「譲受許可証」又は「譲受・消費許可証」を喪失し、又は盗取された場合は、以下の条件を満たすことで再交付する。
 - （1）許可証を喪失し、汚損し又は盗取されたときは、許可数量に対する残数量の確認に困難が予想されるため、原則として失効扱いとし、引続き消費を要する場合は新規許可とする。ただし、許可数量に対する残数量の確認ができるものについてはこの限りではない。
 - （2）許可証の紛失、盗難事故があった場合は、不正流通防止のため、販売店にその旨を速やかに通知するとともに、警察官に対する届出がなされていること。

- 2 必要書類（２部）
火薬類譲渡（譲受）許可証再交付申請書（規則様式第１３）
- 3 申請書の記載事項は、次の点に注意すること。
 - (1) 申請者
旧許可証に係る許可申請者と同一人を記載すること。
 - (2) 名称、事務所の所在地、職業、代表者住所・氏名
旧許可証に係る許可申請者と同一の内容を記載すること。
 - (3) 喪失（汚損）の日時、場所、理由
具体的に記載すること。
 - (4) 添付書類
汚損又は破損の場合は、当該許可証を添付すること。
- 4 許可証再交付後旧許可証を発見した場合は、速やかに旧許可証を返納すること。
- 5 「消費許可証」及び「廃棄許可証」の再交付は行わない。

第４ 消費及び廃棄等の変更届（規則第８１条の１４）

- 1 消費又は廃棄の許可申請書及び消費計画書の記載事項に変更があった場合は、市長へ遅滞なく速やかに届け出をすること。
なお、次の記載事項に変更がある場合は、新たに許可申請が必要となるので注意すること。
 - (1) 消費許可申請書
火薬類の種類及び数量（種類に変更がない場合で数量が減少する場合を除く。）、目的、場所、日時及び危険予防の方法に変更がある場合。
 - (2) 廃棄許可申請書
火薬類の種類及び数量（種類に変更がない場合で数量が減少する場合を除く。）、目的、場所、日時、指揮者及び危険予防の方法に変更がある場合。
- 2 必要書類（２部）
火薬類消費・廃棄許可申請書等記載事項変更届出書（市細則様式第１７号）
- 3 届出書の記載事項は、次の点に注意すること。
 - (1) 届出者
許可を受けた者の住所、氏名又は名称並びに職業が変更になるものにあつては、変更後の住所等を記載すること。
 - (2) 名称及び事務所所在地
工事名及び消費又は廃棄場所所在地を記載すること。
 - (3) 変更の事項
変更の事項の変更前（旧）と変更後（新）についてそれぞれ記載すること。
 - (4) 変更の理由
変更の理由を具体的に記載すること。
- 4 譲受・消費許可証の消費に関する事項の記載事項に変更があった場合も届出が必要となる。

第５ 消費の報告（規則第８１条の１４）

- 1 １月に火薬又は爆薬を２５kg以上消費する消費者は、年度分をまとめて年度終了後３０日以内に市長に対して消費報告すること。
- 2 必要書類（２部）
火薬類消費報告書（市細則様式第１８号）

第6 安定度試験の結果報告（法第36条）

- 1 火薬類を輸入した者又は製造後定められた期間を経過した火薬類を所有する者、若しくは災害の防止のため安定度試験の実施の必要があることを市長から命じられた火薬類の所有者は、安定度試験を実施し、その結果を市長まで報告すること。
- 2 必要書類（2部）
火薬類安定度試験結果報告書（市細則様式第19号）

第7 事故の報告

- 1 火薬類に関する災害・事故（爆発、盗難、飛石等）が発生した場合には、直ちに警察官等へ届出るとともに、遅滞なく速やかに市長へ報告すること。
- 2 必要書類（2部）
火薬類事故報告書（市細則様式第20号）
添付書類
・明細書、図面等
- 3 届出の注意事項
 - (1) 危険時の届出（法第39条第2項）
火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発生し、その他安定度に異常を呈した状態を発見した者は、直ちにその旨を警察官、消防吏員若しくは消防団員又は海上保安官に届け出なければならない。
 - (2) 事故届等
 - ア 警察官等への届出（法第46条）
火薬類の製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者は、次の場合には、遅滞なく警察官又は海上保安官に届け出なければならない。
(ア) その所有し、又は占有する火薬類について災害が発生したとき。
(イ) その所有し、又は占有する火薬類、譲渡許可証、譲受許可証又は運搬証明書を喪失し、又は盗取されたとき。
 - イ 現状変更の禁止（法第47条）
何人も、火薬類による爆発、その他災害が発生したときは、交通の確保その他公共の利益のため、やむを得ない場合及び危険時の応急措置をした場合を除いて、市長又は警察官の指示なく、その現状を変更してはならない。